

## 令和7年5月農業委員会総会議事録

令和7年5月26日午後3時00分、令和7年5月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

### 出席委員 21名

1番	平井	秀樹	委員	3番	佐藤	修司	委員	5番	福士	章逸	委員
6番	金田	公隆	委員	7番	工藤	堅	委員	8番	対馬	雅之	委員
9番	藤田	善明	委員	10番	小林	政貴	委員	11番	木村	芳文	委員
12番	町田	高司	委員	13番	戸澤	幸彦	委員	14番	石岡	人志	委員
15番	田村	眞裕美	委員	16番	岩谷	裕子	委員	18番	小田切	葵	委員
19番	兜森	弘義	委員	20番	高橋	貴志	委員	21番	小田桐	武志	委員
22番	種澤	達也	委員	25番	小嶋	勇成	委員	26番	川村	陽彦	委員

### 欠席委員 4名

4番	前田	優考	委員	17番	成田	毅	委員	23番	嶋口	千速	委員
24番	石岡	千鶴子	委員								

### 出席事務局 8名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江

### 本日の会議に付した事件

#### 議事録署名者の指名及び書記の任命

#### 議 事

議案第 78 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第 79 号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第 80 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 81 号 地域計画の変更に係る意見について

報告第 17 号 農地法第 3 条の許可取消について

報告第 18 号 農地法第 3 条の第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 19 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第 20 号 非農地の判断について

報告第 21 号 「令和 6 年度推進委員等による最適化活動の点検・評価」及び「令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び事務の実施状況」について

事務局長

ただ今から、令和7年5月農業委員会総会を開会いたします。本日、前田会長は、青森市で開催されております、常設審議委員会及び青森県農林水産部主要施策に関する研修会へ出席のため、欠席でございます。議事に入る前に、皆様ご承知のとおり、三上浩太委員が、5月1日にご逝去されました。総会の開催に先立ちまして故三上浩太様のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷をささげたいと思います。皆様、ご起立ください。黙祷。

【黙祷】

事務局長

黙祷終わります。ご着席ください。ご協力ありがとうございました。それでは、小林政貴会長職務代理者から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長職務代理者

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局長

なお本日は、東目屋地区の竹内龍雄推進委員にご出席いただいております。

【竹内龍雄推進委員一札】

事務局長

来月以降も輪番で同地区の推進委員に総会へ出席していただき、情報の共有や必要に応じて意見を述べていただくこととしておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条第1項及び農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者に務めていただきます。では、小林会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号4番前田優考委員、17番成田毅委員、23番嶋口千速委員、24番石岡千鶴子委員の4名であります。ただいまの出席者数は21名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。8番対馬雅之委員、9番藤田善明委員、11番木村芳文委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第78号を議題といたします。議案第78号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第78号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田5件28,719m<sup>2</sup>、畑19件59,758m<sup>2</sup>、合計24件88,477m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係では、田8件39,591m<sup>2</sup>、畑14件69,849m<sup>2</sup>、合計22件109,440m<sup>2</sup>であります。このうち、第3条第3項関係が、畑1件9,375m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る5月12日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、小田桐武志副委員長、佐藤修司委員、福士章逸委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。5ページをお開きください。所有権関係、受付番号25番について申し上げます。申請地は、譲受人の実家の農地であり、以前から譲受人と母で耕作しておりました。母が高齢となり、数年前から譲受人が管理していたことから、兄の協力のもと農地を取得することとなり、本申請に至ったと申し述べておきました。今後はこれまでの経験を生かして、耕作することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。所有権関係、受付番号24番及び16ページ使用収益権関係、受付番号53番について申し上げます。申請人は、1月に会社を退職し、以前から興味があった農業に転職することを決め、本申請に至ったと申し述べておきました。農業への転職は数年前から計画しており、知人の農地で大根やミニトマトの作業を手伝った経験があります。今後は友人の指導のもと、大根、ミニトマト、ナスを栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断しました。20ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号60番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、ラジオ放送局などを運営する一般法人であり、これまで大根やりんご等を栽培しており、さらに耕作面積を拡大するため、本申請に至ったと申し述べておきました。今後も同様にして大根やりんご等を栽培するとのことから技術力等、特に問題はないと判断し、また、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上です。

議長 現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

佐藤修司委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(佐藤修司委員退席)

議長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に14ページ、使用収益権関係、受付番号45番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議長 使用収益権関係、受付番号45番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、議案第78号のうち、使用収益権関係、受付番号45番については、許可することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

(佐藤修司委員着席)

石岡人志委員 <議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

	(石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 18 ページ、使用収益権関係、受付番号 57 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 57 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 78 号のうち、使用収益権関係、受付番号 57 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議長	それでは、使用収益権関係、受付番号 45 番及び 57 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 45 番及び 57 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 78 号のうち、使用収益権関係、受付番号 45 番及び 57 番を除く申請については、許可することに決定いたします。
	次に、議案第 79 号を議題といたします。議案第 79 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 79 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 18,850 m <sup>2</sup> 、畠 10 件 32,535 m <sup>2</sup> 、合計 16 件 51,385 m <sup>2</sup> であります。また、使用収益権関係が、田 12 件 67,401 m <sup>2</sup> 、畠 5 件 57,217 m <sup>2</sup> 、合計 17 件 124,618 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	23 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 1 番から 28 ページ受付番号 16 番及び 29 ページ使用収益権関係、受付番号 8 番から 36 ページ受付番号 24 番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関する、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。所有権関係、受付番号 15 番から 16 番及び使用収益権関係、受付番号 14 番から 24 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地

小田桐調査副委員長	中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
佐藤修司委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞  (佐藤修司委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、使用収益権関係、受付番号 11 番、35 ページ受付番号 23 番及び 36 ページ受付番号 24 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 11 番、23 番及び 24 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 11 番、23 番及び 24 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。
	(佐藤修司委員着席)
石岡人志委員	＜議事参与の制限に該当する旨の申出あり＞  (石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 34 ページ、使用収益権関係、受付番号 20 番及び 21 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番及び 21 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 20 番及び 21 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議長	それでは、議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 11 番、20 番から 21 番及び、23 番から 24 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 11 番、20 番から 21 番及び、23

議長	番から 24 番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 11 番、20 番から 21 番及び、23 番から 24 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 80 号を議題といたします。議案第 80 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。議案第 80 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 1 件 240 m <sup>2</sup> 、農用地区域内の用途変更が 1 件 240 m <sup>2</sup> 、農用地区域内農地への編入が 1 件 500 m <sup>2</sup> であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。39 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番は、非農地であり、農地法の適用を受けない土地であるため、意見なしとします。40 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番は、農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。41 ページをお開きください。弘前市編入の整理番号 1 番は、申出人が所有する農地で、過去に農振除外をしている土地ですが、その後転用には進んでおらず、今回第三者へ売買することとなり、売買等事業を活用するため、編入の申し出があつたものであります。現況からも農用地への編入は妥当と判断しました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
議長	それでは、議案第 80 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 80 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 80 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
	次に、議案第 81 号を議題といたします。議案第 81 号は「地域計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。議案第 81 号は「地域計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域計画の変更について、同条第 6 項の規定に基づき市長より意見を求められたので、本会の審議を求めるものであります。また、地域計画の変更に係る目標地図の素案については、4 地区において 5 件の農地転用が見込まれる農地があることから、その農地を除外した

事務局次長	素案を決定し、市へ提出するものであります。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 5 件 1,811 m <sup>2</sup> であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	事前調査会では、市で策定した地域計画から除外する農地について検討をいたしました。45 ページをお開き願います。今回除外する予定の 5 件、1,811 m <sup>2</sup> の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、これによる他の農業を担うものとして位置付ける農地に変更はないことから、地域計画の変更及び変更に係る目標地図の素案は妥当であると判断いたしました。以上であります。
議長	それでは、議案第 81 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 81 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 81 号は地域計画の変更について異議ないものと決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 17 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 17 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畠 1 件 103 m <sup>2</sup> であります。なお、取消理由につきましては、49 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。
議長	報告第 17 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 18 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	51 ページをお開き願います。報告第 18 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 78,605 m <sup>2</sup> 、畠 18 件 127,835 m <sup>2</sup> 、合計 25 件 206,440 m <sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、53 ページから 56 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 18 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 19 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	57 ページをお開き願います。報告第 19 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 23,254 m <sup>2</sup> 、畑 2 件 11,017 m <sup>2</sup> 、合計 8 件 34,271 m <sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、59 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 19 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 20 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	61 ページをお開き願います。報告第 20 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 5 筆 47,876 m <sup>2</sup> であります。以上であります。
議長	報告第 20 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 21 号「令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び事務の実施状況」について、事務局に報告を求めます。
事務局次長	報告第 21 号は、「令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」及び「令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価及び事務の実施状況」についてであります。報告の理由としまして、令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 3 及び 4 によるものであります。前年度までは議案として審議しておりましたが、運営委員会で協議しました結果、今回からは報告事項とし、委員ごとの点検・評価は個別にお渡しすることとなったものであります。関係資料として A3 の用紙 3 枚を配布しております。右上に別紙様式 1 と書かれた「令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」と別紙様式 2 と書かれた「令和 6 年度最適化活動の目標に対する点検・評価」と別紙様式 3 と書かれた「令和 6 年度の事務の実施状況」をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。別紙様式 1 と書かれた「令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について、ご説明します。こちらは各委員個別の実績と農業委員会による評価となっております。右上の氏名の欄に委員の氏名を記載しております。ご自身の氏名が記載されたものが配布されているか確認をお願いします。なお、今年度より委員になられた方については、令和 6 年度中の実績はありませんので、関連する項目は全て空欄となっておりますが、参考として様式を配布しております。他の人の評価が配布されている方はいらっしゃいませんか。それでは、内容をご説明します。1 の(1)、「最適化活動の実施状況」は、令和 6 年度に皆様より提出いただいた活動記録簿を基に月別の活動実績を集計したものとなります。続きまして、その下の表、(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果をご覧ください。①「成果目標の達成状況」については、「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の各項目が担当の地区の委員で同一の実績となります。右の表に移りまして、②自己の点検・評価については、先日郵送した点検・評価表で「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の実績について皆様に回答いただいた内容を基に記載したものになります。また、期限内に回答を得られなかつたものについては、事務

事務局次長

局で作成した記載例を基に作成いたしました。下の表に移りまして、2の「農業委員会による点検・評価」については、令和6年度の委員ごとの農業委員会からの全体としての評価となっております。以上で別紙様式1についての説明を終了します。続きまして、2枚目別紙様式2をご覧ください。「令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価」について、ご説明します。上の表に記載している内容が、市農業委員会全体の点検・評価結果であり、各委員の実績を集計したものであります。まず、大項目1番「最適化活動の成果目標」の(1)「農地の集積」より説明します。(1)「農地の集積」について、令和6年度の集積率の目標を66.8%と定めておりましたが、令和6年度末の集積率の実績は65.1%であります。目標に対する達成率は97.4%となり、左下別表の表2の(1)の①「農地の集積」において、「達成率90%以上、110%未満」に当てはまるところから、付与される点数は3点となります。上の表に戻りまして、(2)「遊休農地の解消等」について、令和6年度の緑区分の遊休農地の解消面積の目標として、12.8ヘクタールと定めておりましたが、令和6年度末の解消面積の実績は3.1ヘクタールであります。目標に対する達成率は24.1%となり、左下別表の表2の(1)の②「緑区分の遊休農地の解消」において、「達成率90%未満」に当てはまるところから、付与される点数は1点となります。上の表に戻りまして、(2)の「遊休農地の解消等」の令和6年度の新規に発生した遊休農地の解消面積の目標として、26.4ヘクタールと定めておりましたが、令和6年度末の解消面積の実績は5.8ヘクタールであります。なお、この項目は点数化されないこととなっております。次に(3)「新規参入の促進」について、令和6年度の公表面積の目標として46.8ヘクタールと定めておりましたが、令和6年度末の公表面積の実績は82.6ヘクタールであります。目標に対する達成率は176.5%となり、左下別表の表2の(1)の③「新規参入の促進」において、「達成率110%以上」に当てはまるところから、付与される点数は5点となります。上の表に戻りまして、真ん中の大項目2番「最適化活動の活動目標」に移ります。(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数」について、令和6年度において月あたりの活動日数の目標を10日以上と定めておりましたが、先程の別紙様式1の皆様の活動日数の合計から月あたりの平均の活動日数は、10.98日となり、目標を上回っております。なお、この項目は点数化されないこととなっております。次に(2)「活動強化月間」については、令和6年度において活動強化月間の実施回数の目標を4回以上と定めておりましたが、令和6年度末で実施された活動強化月間は5回であります。5回は左下別表の表2の(2)の①「活動強化月間の実施」において、「3月以上実施した」に当てはまるところから、付与される点数は1点となります。(3)「新規参入相談会への参加」については、令和6年度において、推進委員等が1名以上参加する新規参入相談会の回数の目標を1回以上と定めておりましたが、令和6年度末の推進委員等が1名以上参加した新規参入相談会の回数は1回であります。1回は左下別表の表2の(2)の②「新規参入相談会への参加」において、「推進委員等が1名以上参加した」に当てはまるところから、付与される点数は1点となります。これまでの点数を全て加算しますと、合計点11点となります。合計点11点は、左下別表1の表1における、「10点以上、15点未満」に該当し、目標の達成状況の評語は「目標に対し期待を上回る結果が得られた」となるため、上の表の右側の黄色の網掛け部分にてそのように記載しております。大項目3番「推進委員等の点検・評価結果」に移ります。「評価ごとの該当する推進委員等の人数」の項目については、先ほど説明した別紙様式1「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の農業委員会による委員ひとりひとりの評価をとりまとめたものになります。「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」人数が14人「目標に対し期待を上回る結果が得られた」人数が31人「目標に対して期待どおりの結果が得られた」人数が19人「目標に対して期待を下回る結果となった」人数が14人となっており、全体的に昨年度より向上しております。以上で別紙様式2についての説明を終わります。最後に続きまして、3枚目の別紙様式3をご覧ください。「令和6年度の事務の実施状況」につきましては、令和6年度中に開催された総会の開催実績、農地法第3条の処理件数、農地転用の処理件数、違反転用解消面積の実績となっております。なお、別紙様式2及び別紙様式3につきましては、ホームページで公表するとともに、県知事に報告するもので

事務局次長 あります。以上であります。

議長 報告第 21 号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 49 分]